

## 一般社団法人八幡市観光協会観光PRキャラクターの取り扱い等に関する要綱

一般社団法人八幡市観光協会観光PRキャラクター（以下「PRキャラクター」という。）の取り扱いについて、下記のとおり定める。

1. 一般社団法人八幡市観光協会（以下「協会」という。）の主催事業へのPRキャラクターの着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の出演は、協会が雇用又は指名した者が着用して出演する。
2. 着ぐるみの貸し出しを希望する者（以下「借主」という。）は、所定の用紙により、協会へ申し込む。  
ただし、貸し出しが可能な者及び借り受け目的については、次に該当する場合のみとする。
  - (1) 貸し出しが可能な者
    - ① 八幡市役所及び京都府またはそれに準ずる者
    - ② 八幡市商工会会員で構成する団体等
    - ③ 八幡市内の自治会
    - ④ その他、協会の理事長（以下「理事長」という。）が認める者
  - (2) 借り受けの目的
    - ① 観光に関するPR活動
    - ② 土産物や特産品、地域資源等のPR活動
    - ③ その他、市役所や関係団体が主催する事業等のうち、協会の目的に反しないもの
3. 着ぐるみの貸し出しに係る費用については、着ぐるみの維持費等が必要なことから、半日5,000円とする。  
ただし、観光振興や、地域振興等公共性が高いものにあつては、観光協会の判断により無償とすることができる。  
なお、運搬費用等の諸経費については、借主の負担とする。
4. 前項の規定に関わらず、着ぐるみの着用者の派遣を含めて貸し出しを希望する場合は有償とし、金額は下記のとおりとする。  
2体一組 1回出演 目安30分（半日2回までの出演）  
1日2万円、 半日1万円  
謝礼基準  
1日 6,000円/1人 、 半日 3,000円/1人  
なお、この場合、借主は、着ぐるみの安全確保のため、1体につき1名、介添者を用意する。
5. 借主は、着ぐるみの使用により第三者に損害を与えた場合、一切の責任を負う。
6. 着ぐるみを借り受け、着ぐるみを破損または汚損した場合、借主は、補修等に係る費用の全額を負担する。また、着ぐるみの破損または汚損により、以降の貸し出しに支障が生じ、損害賠償等が発生した場合は、当該借主がそのすべてを負担する。
7. PRキャラクターのイラスト（以下「イラスト」という。）を作成し、使用しようとする場合は、理事長の許可を得なければならない。

8. 前項のイラストを作成し、使用できる者は、第2項第1号に規定する者とし、その目的は、同項第2号の規定と同様とする。
9. 前項の規定に関わらず、理事長は、協会の目的に反しない範囲で、営利を目的とした第三者に対し、有償にてイラストを使用させることができる。なお、使用料等は、別に定める。  
ただし、観光振興、地域振興に寄与すると認められる場合は、無償においてもイラストを使用させることができる。
10. この要綱に定めのない事項は、理事長が別に定める。
11. この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

#### 附則

(施行期日)

1. この要綱は、平成28年6月1日から施行する。